

合併協定項目の検証と成果報告④

神崎市は、平成18年3月20日に神崎町、千代田町、脊振村の2町1村が合併して誕生し、丸6年が経過しました。

3町村での合併協議会において整理された合併協定項目について、その後の実施・調整項目を検証し、各部署ごとに報告します。

教育委員会

学校教育総務課

- ①私立幼稚園就園奨励費補助金
幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、神崎市に住所を有する方で、満3歳児(誕生月から)、3歳児、4歳児、5歳児の園児の保護者で規定の範囲内の方について、幼稚園設置者を通して入園料や保育料を補助する制度で、合併前の制度を引き継いでいます。
- ②児童、生徒の検診

合併前の制度を引き継ぎ、眼科検診、耳鼻科検診、心臓検診、尿検査、寄生虫検査を実施しています。

学校医、検診の単価については合併時に統合し、労働安全衛



▲脊振小学校

生法の改正をうけ、平成20年4月に「神崎市立小中学校安全衛生管理規程」を全部改正し、学校に勤務する職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として、新たに「健康管理医」を設けました。

③通学補助

脊振地区の通学バスでは、合併前の制度を引き継ぎ、脊振地区内の園児・児童生徒の通学輸送を行い、併せて脊振町内市民の生活輸送を行うことで、利便と安全を図っています。

遠距離児童・生徒通学費補助については、脊振地区に居住する子弟が高等学校または高等専門学校に通学する場合に要する定期乗車券または下宿代の一部を助成することによる保護者の負担軽減を目的とし、脊振町から神崎駅前区間の通学者用定期

券購入費金額の2分の1の額を助成しています。合併後は月額の限度額をなくし、さらに保護者の負担軽減を図っています。

安全対策補助については、自転車通学する中学生の交通安全確保のため、新中学1年生全員にヘルメット購入補助を行うよう合併時に統合しました。



▲防犯ブザーに配布するよう統合しました。

学校教育課

①小・中学校

合併前の神崎小・西郷小・仁比山小・神崎中・千代田東部小・千代田中部小・千代田西部小・千代田中・脊振小・脊振中の7小学校と3中学校をそのまま新市に引き継ぎました。現在も計

10の小・中学校として設置継続しています。また、小・中学校の管理に関する規則(施設・設備の管理、職員および学校組織、教育活動、学期・休業日、教材の取り扱いなど)については、合併時に神崎町の例により統合しました。外国語指導助手の状況については、契約期間や勤務時間および報酬等において、相違点がなく現状のままとし、若干の職務内容の違いのみ、神崎町の例により調整を行っていました。

②小・中学校の就学費援助

合併前のおり新市に引き継ぎました。具体的には、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる就学費援助、小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して行われる特別支援教育就学奨励費補助を新市に引き継ぎました。千代田町のみで制度化されていた奨学費貸付制度(高等学校進学希望者で学資に困窮する世帯の子弟対象)については、過去20年間実績がなかったということもあり合併時に廃止しました。特別支援教育(合併時は特殊教育と呼ばれていた)の推進については、神崎町の例により、合併時に統合しました。これにより、

特別支援教育推進協議会の会則および組織を再編し、その振興と関係組織の構成や補助金交付額などを新しく規定することになりました。

③通学区域については、合併前のおり新市に引き継いでいます。

社会教育課・公民館

社会教育課関係の合併協定項目は、社会教育関係各種事務目、社会教育関係各種事務目、社会体育関係の各種事務目、社会体育関係の各種事務目の取り扱いについての2つの項目が挙げられました。

まず、社会教育関係については、合併後本庁組織(社会教育課)と各公民館に分室を設け、施設の維持管理および貸出し業務を行い、市民の皆さまの利用しやすい施設の維持に努めてきました。また、社会体育関係については、神崎中央公園体育館にスポーツ振興係・体育協会を配置し市のスポーツに関する業務を行っており、各施設の維持管理や貸し出しについては同係と社会教育課および公民館で業務を行い、社会教育施設とともに市民の皆さまの利用に供してきました。平成24年度には組織の一部改正が行われ、スポーツ振興係は社会教育課内に配置されていますが、貸し出し業務は、以前と変更はありません。

①社会教育関係

生涯学習講座、青少年育成事業、文化財関係については、社会教育課内にて事務を一本化し、合併前よりさらに事業の推進に努めてきました。特に、青少年育成事業については、神埼市青少年育成市民会議を中心に各種事業を具体的に展開しています。その他各種団体も3地区あった団体が一本化し、各地区は支部としてその活動を行っています。図書館については、図書館(室)を引き続き運営してきましたが、平成21年には図書館法第10条に基づく図書館を設置しました。それぞれを神埼市立図書館、同千代田分館、同脊振分館とし、図書システムにより3館はもとより市内小・中学校の図書室とも連携を図り、図書の有効利用を行っています。



▲蔵書の充実を行っています

また、家読の啓発に取り組みほか、昨年度は「住民生活に光

をそそぐ交付金」を利用し、蔵書の充実と書架等の整備を行いました。

自治公民館建設事業補助金については、現在新築および全面改築において、建設費10パーセント以内(150万円を限度)の補助を行っています。

②社会体育関係

社会体育関係については、スポーツを通じた住民の体力づくりや、各種競技の競技力を高めるために、新市においても環境整備に努めてきました。

それまで旧町村で決められていた体育施設の使用料金については検討を行い、平成20年4月1日から改めた新料金としました。今後も、市民の皆さまに愛される社会体育施設の維持管理に努めたいと考えています。



▲スポーツを通じた体力づくりをサポート

▼合併協定項目の調整状況一覧【教育委員会】

| 協定項目 | 協定内容 | 調整時期 | | | | | | | 調整済 | 調整状況 | |
|----------------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | | 具体的な内容 | |
| 各種事務事業(学校教育総務課関係)の取り扱いについて | 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 児童、生徒の検診については、現行のとおり新市に引き継ぎ、学校医報酬、検診の単価については、合併時に統合する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 通学補助については現行のとおり新市に引き継ぎ、安全対策補助については、神埼町の例により合併時に統合する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| 各種事務事業(社会教育関係)の取り扱いについて | 社会教育関係施設は新市に引き継ぐ。管理・運営については、神埼町の例により合併後速やかに調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 生涯学習講座については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後随時調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 青少年育成事業については、合併時に統合する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 図書館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み なお、平成21年には図書館法第10条に基づく図書館(神埼市立図書館、同千代田分館、同脊振分館)を設置する。 | |
| | 町村指定文化財、文化財関係資料については、新市に引き継ぐ。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 自治公民館施設整備等補助金については、脊振村の例により合併後速やかに調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 補助対象事業：新築および全面改築 補助率：建設費の10%以内。ただし、150万円を限度とする。 | |
| 各種事務事業(社会体育関係)の取扱いについて | 文化協会、文化サークルについては、合併後速やかに統合するものとし、組織・会費については合併後速やかに調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 各種団体の組織は統合したが、会費が一部未調整 | |
| | 社会体育施設については、学校施設開放も含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。施設の管理運営については、千代田町の例により合併時に統合する。また使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に速やかに調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 施設については、合併時に統合したが、使用料の改正について平成19年度に調整し、平成20年4月1日より実施した | |
| | 各種スポーツ行事については、合併後新市において速やかに調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 体育教会については、合併時に統合するものとし、組織については、合併までに調整する。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |
| | 総合型地域スポーツクラブは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | ○ | | | | | | | ○ | 新市発足時に調整済み | |

神埼の歴史散歩

市役所が「神埼まちあるき」として毎月実施している歴史や自然の現地体験学習会に同行取材し、今月号から「神埼の歴史散歩」と題して連載します。

脊振山岳信仰の巻

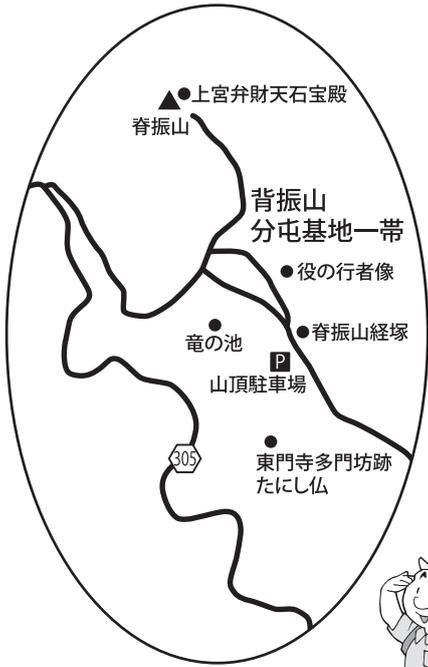


脊振山経塚遺跡を見る参加者

「脊振千坊」の活況

脊振山一帯は平安時代末ごろから山岳信仰の北部九州の拠点として尊崇されてきました。その偉容は「脊振千坊」と形容されるほど、修行僧の坊舎が栄えていたことでも想像できます。

玄界灘から望む脊振山は博多港に入港する船の目印となり、中国に航海する人々の航海安全の信仰対象でもありま



脊振山頂付近地図



した。遣唐使に随行した名だたる高僧らの入山も伝えられています。「中国に行つたら二度と日本に帰れるかどうか分からない」時代。脊振山に入つて祈願し、帰国したら再び感謝を捧げにきた胸中は察することができません。

茶を伝えた栄西も入山

特に、平安末から鎌倉初期に2回入山した栄西は2回目の入宋後の建仁2年(1202)中国から茶種を持ち帰り、脊振山中宮の靈仙寺石上坊に種をまき、これが日本茶の始まりとされています。ちなみに駐車場から車道を5キロほど神埼方面に下った右手、脊振山登山道入り口すぐ近くに茶祖栄西記念像があります。脊振山頂駐車場手洗い所裏

手の小高い丘は脊振山経塚遺跡です。ここには多くの経筒が埋納されており、平安時代後期、12世紀前半代のもものと推定されています。末法思想を信じ、經典の永久保存を期した僧の心が伝わってきました。しかし、南北朝以降は一帯が戦乱の舞台になり、秀吉による所領没収で坊存統の糧もなくなるなど、脊振山岳信仰は衰退していききました。



発掘された経筒

とは何よりも藩の利益にかなうことでした。幕府立ち会いの下で、両藩の農民に扮した侍が激論を繰り広げました。当事

ができます。脊振山を統括する東門寺本坊は駐車場東南方にありましたが、今は跡形もありません。その跡に小さな坊があり、信仰にかかわる石造仏「たにし仏」があります。

藩境争い勝利の石宝殿

駐車場から10分ほど歩くと脊振山頂に着きます。狭い山頂に脊振山上宮弁財天をまつた石宝殿と石灯籠・石階段・石垣があります。これらの石造物は、肥前と筑前の間で争われた藩境紛争で、脊振山上宮が肥前国の領地として確定したのを記念して建造されたものです。



藩境紛争勝訴の記念の石宝殿

脊振山系は昔も今も肥前、筑前藩にとっては貴重な農業・生活用水を育む宝の山です。その分水嶺を確保すること

者同士の論争開始から元禄6年(1693)10月10日の江戸での幕府による判決まで7年。この全面勝訴を喜んだ3代藩主鍋島光茂は関係者の禄を加増し、次の藩主綱茂は元禄10年(1697)、木造だった上宮弁財天像堂を石造の石宝殿に建て替えました。「山頂が未来永劫に肥前領地」であることを願って、堅牢な石造にしたのです。多くの家臣からも歩調を合わせて石灯籠や石階、石垣を寄進しました。石灯籠は当初52基あったと伝えられていますが現在は28基残っているにすぎません。しかし、石宝殿は秀麗な姿を今でもとどめています。脊振山頂で何気なく目にする建造物ですが、先人のそんな思い、願望がにじんでいることはもつと知られてよいと思います。登ったのは7月29日。夏真っ盛りの山頂ですが、さすが標高1055メートル。蝉しぐれの中にも、カジカのさわやかな鳴き声が聞こえ、汗ばんだ体に心地よい風が流れてきました。日曜日とあって、登山者が佐賀や福岡から訪れ、クマザサやブナ、ドンクドリなどに囲まれた九州自然歩道の散策を楽しんでいました。

問い合わせ先

神埼市役所 政策推進室
377-0102

神埼塾講座だより 吉野ヶ里と邪馬台国 ～吉野ヶ里は邪馬台国か！？～

5月から7月の3回連続で、佐賀城本丸歴史館 七田忠昭館長を講師に「吉野ヶ里遺跡は邪馬台国の最有力地である」との講義が行われました。

吉野ヶ里遺跡では、弥生時代前期（紀元前3世紀頃）に朝鮮半島からの渡来文化・渡来人の影響を受けクニづくりが始まります。弥生後期頃の吉野ヶ里遺跡は中国の都城の影響を受けた構造であること。司祭的な王と世俗的な王が存在し、魏志倭人伝に見る「卑弥呼」と長官・次官の存在が集落構造に伺われることなどが指摘されました。

邪馬台国は、外交により中国の先進文化を受容したクニであり、吉野ヶ里は大陸文化をいち早く受け入れた国づくりが行われていることから、邪馬台国は吉野ヶ里遺跡を中心とした神埼地区であると結論付けられました。

～神埼市民として、吉野ヶ里・邪馬台国を盛り上げましょう。～



▲七田忠昭館長の講義の様子

地域おこし研究会・勉強会だより

○神埼荘と平氏勉強会

毎月、神埼塾講座終了後に、講座受講者のうち希望者5人で開催しています。

現在のテーマは、「有明海からの貿易ルートはあったのか。貿易船が有明海に入ってきたのかなど」について、関係資料の調査や当時の海岸線の推定などに取り組んでいます。

この勉強会は、佐賀平野・有明海は弥生時代から大陸（朝鮮半島・中国）に開いた地であり、弥生時代の吉野ヶ里遺跡のクニの形成～古代の神埼郡、中世の神埼荘へと繋がる歴史を学び、内外の方に発信して知っていただこうと活動しています。



○尾崎焼研究会

尾崎西分地区には、尾崎焼・尾崎人形が伝承されています。その歴史は県下でも古い歴史を持つ陶器で、一説には蒙古人が伝えたともいわれる人形も残されています。

神埼市の唯一の伝統工芸品である尾崎焼について、地元尾崎西分地区住民により研究会が建ち上がり、地域の特徴ある地域資源を活かした地域おこし活動が始まりました。



参加者を募集！

第4回現地体験学習会を開催 《中世神埼の歴史を残す環濠集落を歩こう》

- と き 9月30日（日）
雨天時：10月7日（日）に順延
- 集 合 直鳥クリーク公園駐車場（直鳥城跡）
各自でご集合ください。
（現地集合・現地解散）
- 見学会 9：00～12：30（受付8：30～）
- ※市報かんざき6月号では9：00～16：00と計画していましたが、午前中の見学会に変更します。
- 注意事項
 - ・全コース、徒歩での見学です。
 - ・長時間歩くことができる靴と服装でご参加ください。
 - ・飲物、帽子、雨具などをご準備ください。
- 参加申込 神埼市役所 政策推進室まで
- 申込締切 9月26日（水）

お知らせください。尾崎焼の資料・情報を

- 尾崎焼・尾崎人形の製品をお持ちの方
- 尾崎地区で焼かれていた瓦のこと
- 昔の焼き物生産の写真をお持ちの方

何でも結構ですので、ご存知の方、製品をお持ちの方、情報をお願いします。

ご連絡は、政策推進室へ